資料１

議題１　世帯分離・世帯合併手続きの異動日について（半田市提出）

市名	回答		
	（１） 受付をしているか	（２）【遡りで届出を受け付けない場合】 根拠法令、理由等	（３）【遡りで届出を受け付ける場合】 聞き取り事項、必要書類等
名古屋市	受け付ける		状況に応じて戸籍謄本の提出を求め、異動日については戸籍の異動日（婚姻日、離婚日等）で世帯合併・分離を行っている。提出が困難な際は、内容に間違いないかを口頭で聞き取りしている。
豊橋市	受け付けない	客観的な事実確認が困難であることや、国保の世帯主課税など法的な権利義務の関係が不安定になるため。	
岡崎市	受け付けない	世帯分離・世帯合併手続きに関しては住民基本台帳法第二十五条で世帯に変更があった日から１４日以内に届出をすることが定められている。また、届出期間後の届出の場合、変更日が事実に合致することを市町村で判断することが難しいため受け付けていない。 ただし、婚姻による世帯合併については、民法第七百五十二条による夫婦間の協力扶助義務があるため、婚姻日に遡って受付する場合もある。	
一宮市	受け付けない	住民基本台帳法第２５条を根拠に遡りでの届出を受付けていないが、元世帯主死亡による世帯主変更のみ１４日を過ぎても受付けています。	
瀬戸市	世帯分離・合併の手続きにおいて遡りの受付を行っていない。	法的根拠に基づいたものではない。住民基本台帳を基に国民健康保険や介護保険を始めとする幅広い事務が執り行われており、遡りによる影響も大きいと考えられるため。	
半田市	受け付ける		異動日について間違いない旨口頭で確認し、署名をいただいたうえで受付を行っている。
春日井市	受け付けない	申し出のあった日（届出日）を異動日として受け付けている。根拠法令は特にないが、同一敷地・同一建物内で居住している者の事実生計を別にした日を実証するものがないので、一律申出日からとして受付を行う運用をしている。	
豊川市	受け付けない	世帯の観念は実質的観念であって、さかのぼって分離・合併の日付を客観的に特定するのが困難なため、原則として異動日は届出の日としています。 （「８訂版　初任者のための住民基本台帳事務」（発行　日本加除出版㈱）275ページ参照）	
津島市	受け付ける		原則は届出日当日の受付だが、例外として、遅滞につき合理的な理由の申し出がある場合は受け付ける。 なお、庁内他部署との行政便宜調整により、遡りは届出月の1日までとしている。
碧南市	受け付けない	遡りの申出については、その実態を証明することが難しいため、原則受付けないこととしている。	
刈谷市	受け付けない	受け付けられない根拠法令はないと思われるが、世帯主の死亡・転出等以外で遡りで世帯構成の変更を受け付ける明確な理由も特にないと考える。 もし本人の遡り申請が正しいものであることを証明をする根拠資料の提示があった場合は、受け付けざるを得ないと認識しているが、提示ができない場合は届出日をもって異動日するべきと考える。	
豊田市	受け付けない	根拠法令はなし。世帯変更の事実関係を立証することが困難な事と、課税や権利等に影響が大きいと考えるため。	
安城市	受け付ける		実務上は、異動日は届出日と同日として受付していますが、疎明資料等により異動日を特定できる場合は、別途対応することも考えられます。
西尾市	受け付けない	世帯に変更があった事実は確認しようがないため、申し出た日（届出日）を異動日としている。 参考資料・・・窓口事務質疑応答集	
蒲郡市	受け付けない	根拠法令は無いが、婚姻、離婚等戸籍の変動による異動でなければ異動日の実態が確認できないため、受付日を異動日としている。	
犬山市	受け付けない	住民基本台帳法第25条	
常滑市	受け付けない	住民基本台帳法第25条により、変更があった日から14日以内に届け出なければならないとなっているため。	
江南市	受け付ける		受付時に、異動日について間違いない旨口頭で確認し、遅れた理由を届出に一筆記入していただき署名をいただいたうえで受付を行っています。

資料１

議題１　世帯分離・世帯合併手続きの異動日について（半田市提出）

市名	回答		
	（１） 受付をしているか	（２）【遡りで届出を受け付けない場合】 根拠法令、理由等	（３）【遡りで届出を受け付ける場合】 聞き取り事項、必要書類等
小　牧　市	受け付けない	明確な根拠資料があれば受け付けする場合もあるが、生計を別にした異動日の根拠資料に乏しく、判断が難しいため、届出日をもって受付をしている。	
稲　沢　市	受け付けない	生計の別をいつからか特定ができないため、申請日からとして受付けをしている。	
新　城　市	受け付けない	システム上住民票に異動日が記載されず、公証できないものを受付けることは間違いであるという考えのため。	遡りの異動をしないことで市民に大変な不利益が生じる場合は、関係する他課とも話し合い、理由・経緯等を十分聞き取り、正当と認められれば受け付けすることもあります。
東　海　市	受け付けない	届出により効力が発生となるため、異動日と受付日は同日でのみ受付をしている。	
大　府　市	受け付けない	過去の世帯の状況について確認ができないため。	
知　多　市	受け付けない	世帯分離および世帯合併は、異動日を明確にすること、及び疎明資料の提示が困難であるため、運用で受付していない。	
知　立　市	受け付けない	住基法25条で「14日以内に届け出なければならない」となっているため、14日をこえる遡りは受け付けていない。	
尾張旭市	受け付けない	住民基本台帳法第25条「世帯変更届」に基づいて、世帯分離・合併の手続きを１４日以上の遡りがある場合は原則は受け付けていません。ただし、婚姻や離婚等の理由の場合は、１４日以上の遡りがある場合でも、受け付けています。	「世帯分離・合併をする理由」、「届出が遅れた理由」を聞き取ります。 世帯分離の場合において、事情や内容によっては、公共料金等の支払書類、給与明細などの生計が別であることがわかる書類の提示を求めます。
高　浜　市	受け付けない	世帯分離・世帯合併の異動日は原則、届出日と同日として処理しています。 その根拠法令等はありません。なので、実例はありませんが、分離・合併の異動日の事実が疎明資料によって明らかな場合は遡りで受付を行うことも考えられます。	
岩　倉　市	受け付ける		聞き取り行い、異動届に１４日以上遡ってしまった理由を記入していただいている。必要書類は求めていない。
豊　明　市	受け付ける		婚姻届の写し等の証明資料があれば受け付ける。
日　進　市	受け付けない	他課（保険関係等）への影響が考えられるため、「届出日＝異動日」としている	
田　原　市	受け付けない	根拠法令はないが、国保税など他課にて影響が出る可能性があるため、異動日と届出日は同日で処理している。	
愛　西　市	受け付ける		異動届の備考欄に事由を記載していただいたうえで受付を行う。
清　須　市	受け付ける		遡る理由を確認する
北名古屋市	受け付ける	-	夫婦間や１５歳未満のみ世帯分離でなく、かつ特別な疑義が生じなければ必要書類は特に求めず、申出により世帯分離・世帯合併をしています。しかし、疑問に感じつつ処理をしている状態なので、他市の判断基準を伺いたいです。
弥　富　市	受け付けない	遡りにより他課事務への影響が生ずる可能性があることから、原則として届出の日としています。	
みよし市	受け付けない	世帯分離や世帯合併は転居や転入と違い、日にちを定める基準が難しいうえ、遡りで受け付けすることによりトラブルが起こる事が多い（転入日まで遡る等）ため、基本的には受け付けていない。しかし、法令では１４日以内に届出をすること（法第２５条）と定められているため、特別な事情がある場合（他課からの依頼等）は遡りでの届出を認めている。	
あ　ま　市	受け付けない	合併、分離の日を明確に立証するのが難しいため	
長久手市	受け付ける		原則は１４日以上の遡りは受け付けていないが、受け付ける場合は、生計が別（一緒）であるとわかる家計簿等疎明資料を提示してもらい、それを基に受け付している。